令和 8 年 11 月吉日

協力会社各位

株 式 会 社 小 俣 組
代表取締役 小俣順一

出来高請求における 10%保留金の廃止について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では従来、工事出来高のご請求に際し、出来高金額の 10%を保留していただき、次回の請求時に精算する方法を採用してまいりました。

このたび、協力会社の皆様から寄せられたご要望や、建設業界における取引慣行等を踏まえ、皆様の資金負担の軽減と取引条件の改善を図るため、下記のとおり出来高請求時の 10%保留を廃止いたします。併せて、現時点の保留残額についても一括精算いたします。

今後とも良好な信頼関係を大切にし、より一層の協力体制を築いてまいりたいと存じますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．変更内容

令和 8 年 11 月末締めの出来高請求分から、従来の 10%保留を廃止し、出来高査定金額の 100%をご請求いただきます。

２．適用開始および支払日

適用開始：令和 8 年（2026 年）11 月末締めの請求分

支払日　：令和 9 年（2027 年）1 月 12 日（火）

３．請求書の再提出について

11 月末締め以降の請求書を従来どおり 10%保留した金額で提出された場合は、保留前の金額に修正した請求書への差し替えをお願いいたします。

４．契約書等の取扱い

本変更に伴う契約条件の確認・書面化については弊社にて対応いたします。個別の変更契約書の締結をご希望の場合は、弊社担当者までお申し出ください。

５．その他

本変更は出来高請求時の保留方法に関するものであり、施工品質、完成検査および契約上の責任等については従来どおりといたします。

以上